(趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条の規定に基づく 保護施設(以下「保護施設」という。)における入所者の処遇の向上及び施設職員の待遇 改善並びに施設経営の健全化を図るため、保護施設に対し予算の範囲内において助成費 を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところに よる。
  - (1) 保護施設

国又は地方公共団体以外の者が設置する保護施設をいう。

(2) 保護施設事務費支弁基準額

知事又は指定都市の長が、国が定める「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準」(以下「支弁基準」という。)(昭和48年5月26日厚生労働省第497号)に基づき設定した保護施設事務費支弁基準額(民間施設給与等改善費等の加算分を除く。)をいう。

(3) 職員定数

「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準」に基づいて国が定めた職員定数に別表に基づく職員を加えた職員数をいう。

(4) 入所及び利用定員

知事及び指定都市の長が認可した定員又は施設を設置する社会福祉法人が届け出た人数をいう。ただし、本市以外の地方公共団体と協定した場合は、その協定した人数をいう。

(助成の対象、金額等)

第3条 助成の対象とする施設及び事業並びに助成金額の算出は、別表に掲げる助成基準によるものとする。ただし、本市以外の地方公共団体が所管する施設であって本市が定員を有する施設については、その所管庁の助成基準に基づき、毎年度、当該所管庁と協議して助成金額を定めるものとする。

(申請書の提出期日等)

第4条 前条の規定による民間保護施設育成費助成金交付申請書(第1号様式)は4月末 日までに市長に提出するものとする。

(交付条件)

- 第5条 この助成金の交付条件は、次のとおりとする。
  - (1) 助成事業の内容又は助成事業の経費配分の変更をする場合においては、速やかに市長の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業が予定の期間に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

- (4) 職員雇用費の対象職員に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。
- (5) その他、この要綱の定めに従わなければならない。
- 2 市長は、前項各号に掲げる条件のほか、助成事業者による助成事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等(以下「工事の発注等」という。)に関し、市内中小企業者(川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年3月21日規則第7号)第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。)の受注の機会の増大を図るために、次に掲げる条件を付するものとする。
  - (1) 助成金の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ助成事業者が助成事業等に係る工事の発注等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならないこと。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

ア 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

イ その他市長が必要と認めるとき。

(2) その他市長が必要と認める条件

(変更の承認)

第6条 前条第1項第1号及び第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合には、変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添えて市長に提出しなければならない。

(状況報告及び調査)

- 第7条 この助成費の事業実施状況報告は、民間保護施設育成費助成事業実施状況報告書 (第3号様式)により、当該四半期終了後10日以内に行わなければならない。
- 2 市長が必要と認めるときは、助成金の交付を受けたものに対し、経理等の状況につい て調査することができる。

(助成金等の追加交付)

第8条 前条第1項の規定による事業実施報告の結果、助成費に不足が生じたときは、民間保護施設育成費助成金追加交付申請書(第4号様式)を当該年度の3月末までに市長に提出しなければならない。

(実績報告等)

- 第9条 この助成金の実績報告は、民間保護施設育成費助成金実績報告書(第5号様式) に次の書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日までに行わなけれ ばならない。この場合において助成金に余剰額が生じたときは、その額を返還するもの とする。
  - (1) 事業結果報告書
  - (2) 収支決算書又は収支を証する書類
  - (3) 発注実績報告書(第6号様式)
  - (4)入札(見積り)が行えないことに係る理由書(第7号様式)
- 2 前項第3号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1, 000,00円を超える支出となる案件について記載するものとし、第5条第2項第

- 1号の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。
- 3 助成事業者は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書(第8号様式)を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該助成事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。
- 4 本条第1項第4号に定める入札(見積り)が行えないことに係る理由書については、 第5条第2項第1号ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の 市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

(書類の整備等)

- 第10条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ 当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該助成事業の完了日の属する市の会計年度の 翌年度から5年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第11条 この要綱の規定により市長に提出する書類は、各1部とする。

(届出事項)

- 第12条 助成事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもって、その 旨を市長に届け出なければならない。
  - (1) 住所又は氏名(法人にあっては名称及び代表者氏名)を変更したとき。
  - (2) 定員を変更したとき。

(交付決定の取消し)

- 第13条 市長は、助成事業者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の 全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
  - (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (3) 第5条第2項各号又は第9条の規定に違反したとき。
  - (4) その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。 (実施細目)
- 第14条 この要綱に定めるもののほか、当該助成金について必要な事項は別に定める。 附 則
  - この要綱は、平成18年4月1日から施行する。(18川健保第110号)

※平成18年4月1日付け市長決裁

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和2年度の予算に係る助成金から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

表(第3条関係)

事業名	目 的	対象経費	算出根拠
民間保護施	民間保護施設職員	1一般交付分	月額単価×対象者×月数
設経営調整	の待遇改善と施設	社会福祉事業を行う	月単価の算出方法は、附
費	経営の健全化を図	ために要する施設人件	表1のとおり
	るために要する経	費、施設管理費、法人	
	費	本部の運営に要する経	
		費	
		2調整交付分	市が別に計算した額によ
		施設整備借入金返済	り、施設整備に要した借
		分(施設整備借入金を	入金の返済に充当するこ
		含む)元金及び利子	とを指定して交付する額
			は、附表1、附表3のと
			おり
民間保護施	入所者又は利用者	指導員、介護職員等2	(1)給与
設職員雇用	の処遇向上を図る	名	月額×対象職員数×月数
費	目的により、本市	月額 198,300 円	(2)臨時的賞与
	所管支設が国の定		月額×対象職員数3.95か
	めた職員定数をこ		月以内
	えて1か月以上雇		臨時的賞与の支給率は、
	用する場合の経費		附表2のとおり
		夜間警備員2名	月額×対象職員数×月数
		月額 132,300 円	
民間保護施	民間保護施設が加	社会福祉施設総合賠償	附表4のとおり
設賠償保険	入する社会福祉施	補償共済保険料(昇降	
	設総合賠償補償共	機に係る掛金を含む)	
	済制度の保険料を		
	補助するための経		
	費		

## 民間保護施設経営調整費算定基準表

民間保護施設経営調整費(人件費管理費分)の月額単価は、事務費保護基準単価に次項の乗率を乗じた金額とする。

### 1 一般交付分

## (1) 人件費相当分

区分	職員1人当り平均勤続年数	乗率
一律分		5.0%
	4年未満	3.0%
	4年以上6年未満	4.0%
傾斜分	6年以上8年未満	5.0%
	8年以上10年未満	6.0%
	10年以上	7.0%

## (2) 管理費相当分

区分	乗 率
一律分	6.3%

## 2 調整交付分

区分	乗率
施設整備借入金返済分	び仕事のたとな
(元金及び利子)	附表 3 による

附表 2

# 職員雇用費支給率(ただし、臨時的賞与の年3.95か月分のみ)

## 平成23年4月1日現在

	期末手当		勤勉手当						
	基準日かの場合(		基準日か日の場合		基準日かの場合((		基準日か日の場合		合 主給率
	期間率	支給率	期間率	支給率	期間率	支給率	期間率	支給率	
4月初日在籍	100%	1.225	100%	1.375	100%	0.675	100%	0.675	3.950
5月初日在籍	60%	0.735	100%	1.600	70%	0.473	100%	0.725	3.533
6月初日在籍	30%	0.368	100%	1.600	40%	0.270	100%	0.750	2.988
7月初日在籍			80%	1.100			90%	0.608	1.708
8月初日在籍			60%	0.825			80%	0.540	1.365
9月初日在籍			60%	0.960			70%	0.473	1.433
10月初日在籍			30%	0.413			60%	0.405	0.818
11月初日在籍			30%	0.413			50%	0.338	0.750
12月初日在籍			30%	0.413			40%	0.270	0.683
1月初日在籍									
2月初日在籍									
3月初日在籍									

#### 附表 3

民間保護施設経営調整費助成金施設整備に要した借入金の返済充当指定

#### 1 元金分

独立行政法人福祉医療機構及び社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会から 民間保護施設が施設整備に要する資金として借入れした金額のうち、当該年 度に返済する約定返済額とする。

### 2 利子分

独立行政法人福祉医療機構及び社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会から借りうけた資金の当該年度約定返済額の利子全額

附表 4

## 民間保護施設賠償責任保険料基準表

入所者数 (定員)	基準額	昇降機に係わる掛金
10人以下	8,000円	昇降機に起因する事故を 保険金支払いの対象とする
11人~20人	8,200円	場合は、昇降機1台につき下記掛金を加算する。
21人~30人	8,400円	9,700円
31人~40人	8,600円	
41人~50人	8,800円	
51人~60人	9,000円	
61人~70人	9,200円	
71人~80人	9,400円	
81人~90人	9,600円	
91人~100人	9,800円	
以降10人増す毎に	1,020円	

上記の表で算出された額の1/2を補助する。

### 年度 民間保護施設育成費助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 施設名 法人名 代表者名

年度民間保護施設育成費助成事業について助成金を受けたいので、 交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 助成事業の目的及び内容
- 2 交付申請額

金 円

添付書類

交付申請額の算出方法

別紙1のとおり

年度歳入歳出予算書抄本(写)

### 第2号様式

### 年度 民間保護施設育成費助成事業変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 施設名 法人名 代表者名

年 月 日付けで交付決定を受けた民間保護施設育成費助成事 業助成金に係る 事業について、事業の内容を変更(中止・ 変更)したいので、交付要綱第6条に基づき、次のとおり関係書類を添えて申 請します。

1 変更(中止・廃止)の内容

事業内容	変更(中止・廃止)前	変更(中止・廃止)後

2 変更(中止・廃止)の理由

### 年度 民間保護施設育成費助成事業実施状況報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 施設名 法人名 代表者名

年 月 日付けで交付決定を受けた民間保護施設育成費助成事業助成金に係る助成事業の実施状況について、交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 実施期間

年 月 日~ 年 月 日

2 助成事業の執行状況

別紙のとおり

### 年度 民間保護施設育成費助成金追加交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 施設名 法人名 代表者名

年 月 日付けで交付決定を受けた民間保護施設育成費助成事業助成金について、助成費の不足が生じたので、交付要綱第8条に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 追加交付申請額

金

2 追加交付申請の算出方法

別紙のとおり

### 年度 民間保護施設育成費助成金実績報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 施設名 法人名 代表者名

年 月 日付けで交付決定を受けた民間保護施設育成費助成金に係る事業実績について、交付要綱第9条に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業実績

別紙のとおり

2 収支実績

別紙のとおり

#### 発注実績報告書

川崎市長 様

住 所	
施設名	
法人名	
代表者名	

年 月 日付けで交付決定を受けた民間保護施設育成費助成事業助成金に係る事業について、保護施設育成費助成交付要綱第9条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1 発注実績(別添とすることも可)

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。 (単位:円)

	契約日	契約種別 (工事、委 託、物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

#### 2 添付書類

- (1) 上記、契約結果の分かる書類の写し
- (2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札(見積り)に係る理由書

#### (注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に 主たる事務所又は事業所を有する者**(原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業) ※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

# 入札(見積り)が行えないことに係る理由書

		超える工事請負・物品の 人上の市内中小企業者から		契約について、市内中小企業者による ぶ行えない契約
 発注:	先			
·	する見積書	書の種類及び数量		
市内	中小企業	者による見積書	通	
市内	中小企業	者以外による見積書	通	
(※話	辛退届を含	で。)		
. 市内	中小企業者	音による入札又は2者以 <sub>-</sub>	上の市内中小企業者	fからの見積書の徴収が行えない理由
	(1)	市内中小企業者で取扱	いがない	
	(2)	2 者以上の市内中小企	業者で取扱いがない	<i>/</i> \
	(3)	特殊な技術や経験・知きない	識を特に必要とする	るもので、市内中小企業者では目的が達成で
	(4)	者でなければアフター	サービス等に支障が	
	(5)	工事を発注する場合で 市内中小企業者では対		定める施工中や施工後の保証内容等を含め、
	(6)	上記以外の事由(事由	内容を下記に記載)	
		に当てはまる場合は、(1       		最初に当てはまる1つの理由を選択してください
責書の徴	ぬにより糞	誰い理由について、十分な訓	間査を行った結果、」	音による入札又は2者以上の市内中小企業者からの 上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由 または一部を返還いたします。
中/ <b>事業別</b>	rを有する者		記簿上の本店がある	いずれかに該当し、 <b>市内に主たる事務所又は</b> 企業)
			施設名	
			法人名	
			代表者名	

## 誓約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、 当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法 (昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する 中小企業者であることを誓約します。

### 案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

#### 【参考】

○中小企業基本法(昭和38年法律第154号)

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に 掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施 されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人 以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百 人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五 十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- ○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業(原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの)をいう。

年 月 日

(宛 先)

助成事業者名

助成事業者の代表者名

住 所		
商号又は名称		
(ふりがな)		
代表者職氏名		
資本金の額	円	
職員総数	人	

(※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。)